

2018年（平成30年）第1回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2018年（平成30年）1月10日
- 2 通知年月日 2018年（平成30年）1月16日
- 3 開催年月日 2018年（平成30年）1月30日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 大会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

6 出席委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 坂本忠士 | 2番 藤井照正 | 3番 若井久夫 |
| 4番 岡本卓也 | 5番 森矢重則 | 6番 林内公二 |
| 7番 谷邊博人 | 8番 平勝義 | 9番 宮澤満志 |
| 10番 岡田克彦 | 11番 安原理雄 | 12番 江草豊明 |
| 13番 宮迫主政 | 14番 大元教義 | 15番 小林正勝 |
| 16番 桑田恒二 | 17番 谷本耕造 | 18番 高垣勲 |
- 以上18名

7 欠席委員

0名

8 その他の出席者

0名

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|------|
| 事務局長 | 小川 裕司 | 事務局次長 | 羽原知洋 |
| 松永出張所 | 藤原 真次 | 北部出張所 | 宮川一樹 |
| 新市出張所 | 山縣 葉二 | 沼隈出張所 | 杉本倫草 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局 | 杉原信広 |
| 事務局 | 平田 純雄 | | |

以上9名

10 議事内容

午後2時55分開会

- 事務局長 それでは、ただいまから2018年（平成30年）第1回農地部会を開会いたします。谷邊部会長，会議の進行につきまして、よろしくお願いたします。
- 部会長 — 開会あいさつ —
- 議長
(7番) それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定により、議長を務めさせていただきます。
はじめに、会議の成立を申し上げます。農地部会委員総数18名のうち、出席委員18名、委員全員出席ですので本会議は成立します。
続いて、議事録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号6番の林内公二委員と議席番号11番の安原理雄委員にお願いします。
議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
- 事務局 2018年（平成30年）第1回農地部議案書訂正事項についてご説明致します。7ページ9番の地種欄，第3種を第2種に訂正。8ページ6番の備考欄，農振を削除。
以上です。
- 議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
西部地区の報告をお願いします。
- 4番
(岡本) それでは、西部地区の審議内容について、報告します。
西部地区では、1月24日午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後4時から市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。
委員9名中8名の出席により、議案第1号3件、議案第3号1件、議案第4号2件の合計6件について審議いたしました。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの1番から3番について報告をします。
1番は、熊野町の受人が、遠方で耕作困難な広島市の渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し経営規模の拡大を図るものです。
2番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地の贈与を受け、野

菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

3番は、沼隈町の受人が、新涯町の渡人から申請地を譲受け、水稻及び野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

いずれの受人も、農作業経験があり、必要な農機具も確保済みであり、営農に支障がないため、許可妥当と判断しました。

松永地区の報告をお願いします。

議 長

それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

8 番
(平)

松永地区では、1月24日、午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。

委員6名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号1件、議案第4号1件の合計4件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」1ページ4番から2ページ5番について報告します。

4番は、柳津町の受人が北本庄一丁目の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、野菜を栽培する計画です。

5番は、高西町の受人が柳津町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、果樹を栽培する計画です。

いずれも、受入及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、北部地区の審議内容について報告をします。

北部地区では、1月24日の午後0時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号4件、議案第5号1件の合計12件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページ6番から3ページ9番について報告をします。

6番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

7番は、沖野上町の譲渡人外1人が、駅家町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、野菜及び果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

8番と9番は関連案件で、神辺町の譲受人或いは借受人が、8番で新市町の譲渡人外1人から申請地を譲受け、9番で5年間の使用貸借権を設定して、新市町の貸出人から申請地を借受け、新規就農して水稻及び野菜を栽培するものです。

いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第1号のすべての案件は、別紙調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、また、農業委員会が定める下限面積を超えていることから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

3 番

(藤井)

それでは、東部地区の審議内容について報告します。

東部地区では、1月23日、火曜日午前9時15分から関係者により現地調査を行い、午前11時から委員6名全員の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第5号1件の合計4件です

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ1番について報告をします。

蔵王町一丁目の申請人が、蔵王町の畑2筆、合計300㎡に共同住宅1棟を建築するものです。

場所は、長池の西、約100メートルのところで、国道182号線沿いです。

現地確認を行いました。排水、日照等問題はなく申請地周辺の営農条件に支障はないと思われ、転用に問題ないと思われ。

議 長

北部地区の報告をお願いします。

11 番

(安原)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ2番について報告をします。

駅家町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、市立宜山保育所の北、約100メートルのところ。

なお、本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第2号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等がないようですので、採決します。
議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
東部地区の報告をお願いします。

3番 (藤井) それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ1番と2番について報告をします。

1番は、広島市中区の法人が、坪生町の貸出人から坪生町の田12筆、合計373.07㎡に賃借権を設定して借受けて、中国電力の送電線鉄塔建替工事に伴う作業ヤードとして一時転用するものです。工事期間は、平成30年7月31日までを予定しています。

場所は、大場池の南東、約50メートルのところです。

2番は、北本庄四丁目の譲受人が、久松台二丁目の譲渡人より自宅裏の北本庄四丁目の畑1筆13㎡を譲受けて、宅地の拡張をするものです。

場所は、ポリテクカレッジ福山の東、約100メートルのところです。

なお、申請地は既に宅地の一部として使用していたため、始末書の提出を受けています。

いずれの案件も現地確認を行いました。申請地周辺の営農条件に支障はないと思われ、転用に問題ないと思われ。

議 長 西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 6 ページの 3 番について報告をします。

水呑町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、自宅への進入路として利用するものです。

場所は、水呑小学校の南西、約 400メートルのところ です。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 6 ページ 4 番について報告します。

神村町の借受人が同町の父親である貸出人から使用貸借権を設定して借受け、住宅を建築するものです。

場所は、福山西警察署の南、約 350メートルのところ です。

現地調査をしましたが、日照、排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 6 ページ 5 番と 6 番について報告します。

5 番は、府中市の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、駅家町の貸出人から申請地を借受け、住宅を建築するものです。

場所は、市立駅家南中学校の南西、約 150メートルのところ です。

6 番は、東深津町の譲受人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、進入路として整備するものです。

場所は、市立駅家西小学校の南東、約 300メートルのところ です。

現地調査をしましたが、日照、排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

神辺地区農地調整協議会の審議について報告します。

神辺地区農地調整協議会は、1月24日、午前9時からの現地調査に続き、午前10時より、神辺支所3階31会議室において委員6名中5名の出席により、議案第3号3件、議案第4号1件の合計4件について、審査

しました。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7ページ7番から9番について報告します。

7番と8番は、関連案件です。

川南の建築業を営む法人が、所要面積1,990㎡の申請地を所有権移転により譲受け、建売住宅9棟を建築するものです。

9番は、東京都千代田区のガス会社が、申請地に賃借権を設定し、現在、福山営業所社員の駐車場返還にともなう代替地として転用するものです。

以上、3件については、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われま

議 長

す。現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われ

事務局

ます。

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

議案第3号の2番、7番、8番は、上下水道又はガス管のうち2種以上が埋設されている道路の沿道の区域で容易にこれらの便益を享受でき、かつ、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療その他の公共的又は公益的な施設が存在するため、第3種農地として判断されます。

また、3番、4番、9番は、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にあり、相当数の街区を形成している区域に存在するため第2種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決します。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。

西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第4号「非農地証明について」の8ページ1番と2番について報告します。

1番は、熊野町の申請人によるもので、申請地を昭和47年頃から1筆は、工場の敷地、残りの1筆は、自宅への進入路及び庭として利用し、現在に至っております。

場所は、市立熊野小学校の北東、約400メートルのところです。

2番は、新涯町の申請人によるもので、申請地を昭和38年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

場所は、市立能登原小学校の北東、約800メートルのところです。

なお、1番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、農振担当部局との調整は整っています。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の8ページ3番について報告します。

神村町の申請人が、昭和60年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して、山林となっております。

場所は、神村コミュニティセンターの南東、約260メートルのところです。

なお、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

8 番
(安原)

それでは、議案第 4 号「非農地証明について」の 8 ページ 4 番から 7 番について報告します。

4 番は、芦田町の申請人が、平成 2 年 1 月頃から、露天駐車場及び露天資材置場として利用し、現在に至っております。

場所は、市立有磨小学校の北東、約 8 0 0 メートルのところ です。

5 番は、駅家町の申請人が、昭和 4 4 年 4 月頃から、工場敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、市立福相小学校の北東、約 4 0 0 メートルのところ です。

6 番は、津之郷町の申請人が、平成元年 1 月頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となっております。

場所は、市立服部南保育所の南東、約 6 0 0 メートルのところ です。

7 番は、新市町の申請人が、昭和 6 0 年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となっております。

場所は、渡上端の北西、約 7 0 0 メートルのところ です。

なお、6 番を除く申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

17 番
(谷本)

議案第 4 号「非農地証明について」の 8 ページ 8 番について報告します。

神辺町下御領の申請人が、申請地を昭和 4 8 年頃から自動車板金塗装工場の敷地として利用され、平成 2 3 年頃工場が解体されましたが、引き続き露天駐車場として利用されて現在に至っております。

現地を確認しましたが、農地への復元は困難と認められ、非農地として証明妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決します。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。
東部地区の報告をお願いします。

3 番
(藤井)

それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」9ページ1番について報告をします。
相続人である子が、同居していた母より申請地である春日町大字浦上の畑2筆1,789㎡の内1,519㎡と965㎡の内920㎡の合計2,439㎡を相続税の納税猶予特例適用の農地として申請をするものです。
場所は、市立春日小学校の南、約50メートルのところですが
現地確認を行いました。申請農地は果樹、野菜が栽培されており、適正に耕作されています。

議 長

北部地区の報告をお願いします。

8 番
(安原)

それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の9ページ2番について報告をします。
駅家町の申請人によるもので、被相続人の子が、申請地である現況田3筆、5,228㎡を相続し、特例の適用を受けようとするもので、申請地は、農地として適正に管理されており、引き続き農業を行っていく意思も確認しております。

議 長

ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

願います。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。

議長

次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明します。

10ページから14ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届け出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、19件を事務局長専決で受理しました。

次に、15ページ、16ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、17ページから28ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

4条10件、5条47件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。

次に、29ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。

次に、30ページの「農地法施行規則第29条第1項第13号の規定による協議書の受理について」です。電気事業者が賃借権を設定し、転用するものです。電気事業者が、送電用の施設、装置などの敷地として転用する場合は農地法第4条の「農地の転用の制限の例外」の適用を受けられません。1件の協議を受理しています。

次に、31ページから33ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が12件ありました。

次に、34ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会がありました。現地確認の結果、農地性はなく非農地として確認しました。回答期限が、照会があった日から2週間であり、この間に農地部会の開催がないため事務局長による専決処分により報告しました。

次に、35ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は、届出の受理後、何らかの事情により履行できないもの及び申請後に取り下げられたものです。

取消しの理由は、計画の中止によるものです。

専決処分及び届出等については以上です。

議 長 専決処分、届出等の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等がないようですので、以上をもちまして、2018年（平成30年）第1回の農地部会を終了します。

なお、来月の農地部会は、2月28日開催の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午後3時23分閉会